



加入日前に資格取得届や被扶養者異動届の内容を  
事前点検しますので、

# 新規加入の届出は、 加入日前のご提出をお願いします



資格取得届と被扶養者異動届は、**加入日前**に提出してください。

届出を加入日前に提出して頂けると「事前点検」(※1)して、入社日前に加入者のデータをオンライン資格確認等システムに登録します。

(※1) 事前点検は令和5年3月1日付の厚生労働省事務連絡で定められた運用で、**健保組合に限り**認められた取り扱いです。

【従来】入社日5日以内 → 【変更後】入社日4日前まで



入社日前にデータ登録を完了させることで、下記のようなメリットがあります。

加入者の  
メリット

## 入社日からマイナ保険証が使えます！！

入社日からマイナ保険証で保険診療を受けることができます。

【加入者が切れ目なく保険診療を受けられる環境を整備することができます。】

なお、資格確認書を利用する方も、資格確認書が手元に届くまでの期間が短縮します。

急に医療機関にかかる場合も安心ね！！



事業主の  
メリット

## 資格確認書の配布などの事務負担を軽減できます！！

資格確認書が必要な方に交付します。

【資格確認書の可否を健保組合で確認するため、資格取得届等の資格確認書発行要否欄の記載を省略しても差し支えありません。(事前点検で届出した者に限ります。)]

なお、健保組合で本当に資格確認書の交付が必要な方を確認して交付することから、加入者の思い違いによる交付申し出を防ぐことができ、資格確認書の配布・回収手続きが効率化(適正化)できます。



# 届書の事前点検に関するよくある質問



内定を取り消したなど入社日前に提出した内容に変更があった場合は、どうすればよいのですか？



入社日前に提出した内容に変更があった場合は、原則、入社日までにご連絡ください。

届け出た内容に変更があった場合は、訂正届を提出してください。  
内定取り消しなど、資格取得の事実がなくなった場合は、取消届を提出してください。

訂正届や取消届は電子データでの届け出ができません。恐れ入りますが、書面でご提出ください。



入社日から5日以内の届け出という取り扱いは、変更されたのですか？



法令上、5日以内の届け出に変更はありませんが、迅速にデータを登録するために、事業主と健保組合に対し、事前点検の仕組みを積極的に利用するよう厚生労働省から通知されています。

オンライン資格確認等システムへ迅速にデータ登録を完了するための事前点検の仕組みについては、令和5年3月1日付の厚生労働省事務連絡で取り扱いが示されています。※

また、令和6年12月2日の保険証の新規発行が廃止を踏まえ、同年11月29日に厚生労働省から改めて事前点検の仕組みを利用するよう周知されました。

※本取り扱いは、健保組合に限った取り扱いです。(日本年金機構は対応していません)  
なお、厚生労働省は、日本経済団体連合会にも事前点検への協力を依頼しています。